

共同研究 ● 人の移動と身分証明の人類学 (2011-2014)

はじめに

本研究プロジェクトの目的は、移動する人々が生活していくうえで、身分証明書が個人のアイデンティフィケーションにどのように関わっているのかを、人が生まれてから死に至るまでのライフサイクルの視点から、解明することを目的のひとつとしている。本研究の前身となった国立民族学博物館共同研究プロジェクト「国境とパスポートの人類学」(研究代表：陳天璽、2007-2010年度)においては、アイデンティティと似て非なる概念として、アイデンティフィケーションがもつ効力の重要性に光をあて、アイデンティフィケーションを、個人の識別、身分の証明、同一性の確認と定義した。すなわち、身分の証明とは、個人を特定するための情報や、人間が保持している身体的特徴などによって個人を識別し、本人にまちがいないという自己同一性を明らかにすることである。現代社会では、この個人を特定する情報や身体的特徴を、顔写真との照合や生体認証の技術によって同一性の確認(本人の確認)を行うことが必要になる。そのための確認手段のひとつとして用いられるのが身分証明書である。本稿では、人生の節目で必要とされる身分証明書とはどのようなものであるか、その現状と今後の展開について、日本の事例を中心に法律や行政的な制度の視点から概説してみたい。

身分証明書に対する信頼とその役割

日本において、金融機関の口座開設時や携帯電話の契約時には、身分証明書による本人確認が法律により義務づけられている。これらの法令では、本人確認のために提示が求められる書類として、さまざまなものが列挙されているが、身分証明書はその信頼度により、ひとつの提示で本人確認ができるものと、複数の提示が求められるものとに区分されている。

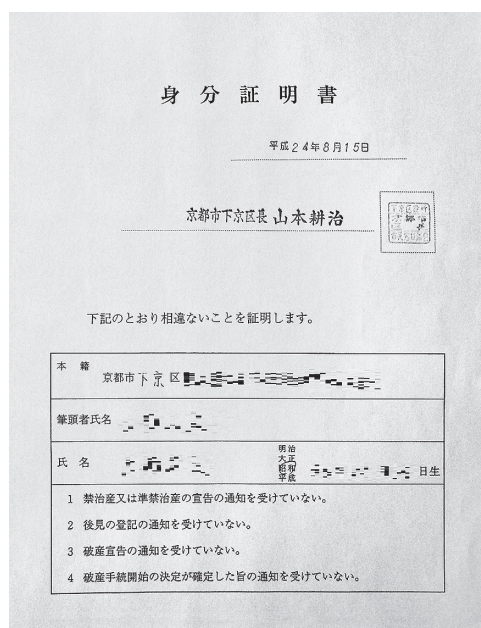
ある本人確認のための身分証明書が、その信頼度が高く信

頼性がある証明書であるといえるためには、どのような条件が必要であろうか。法律にもとづき、本人確認に用いられる身分証明書のほとんどは、国・地方自治体といった官公庁や独立行政法人など公の機関の職員が作成した公文書である。公文書は、偽変造による被害の程度も大きくなることから、その偽変造を私文書の場合よりも重く処罰することにより信用を担保している。このことから、その性質上、証拠力が強く、信用度も高いとされているのである。すなわち、身分証明書の信用力には、発行機関の信頼性が大きく影響を及ぼしている。また、その発行機関に関わらず、身分証明書の発行手続きにも信頼性が求められる。身分証明書の発行申込みや証明書の交付時に本人確認が行われるが、その際に提出または提示を求められる書類の信用度や、一連の発行手続きにおける本人確認の慎重さによって、発行された身分証明書の信頼度が決定づけられている。

身分証明書には証明目的に応じて、個人の特定に必要な、氏名、生年月日、住所、国籍、在留資格、顔写真のほか、社会保障の加入者であること、職員や学生であることといった内容が記載されている。そのうち、同一性の確認に必要な最も基本的な役割は、氏名・生年月日を証明することである。また、就学や就職をはじめとする数多くの場面で、住所を証明することも身分証明書の重要な目的である。そして、ボーダーレスな時代においては、越境や国籍国以外での居住に必要な国籍や在留資格を証明することが必要となる。

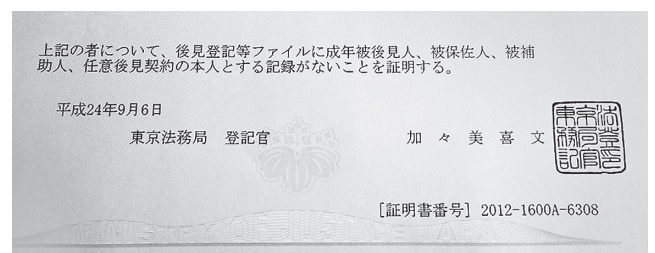
戸籍制度と身分証明書

日本国籍を有する者の氏名と生年月日を公証することができる文書は、出生届によりその内容が記録される戸籍である。戸籍は、日本国民についてのみ編製され、外国人について編製されることはないので、日本国籍を有することを公証する

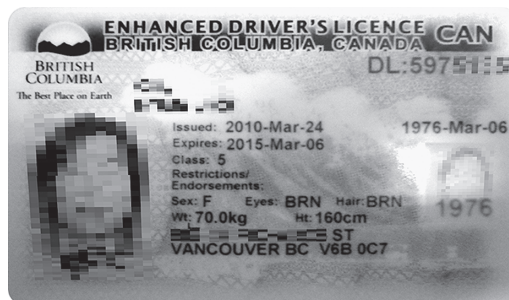


証明目的に応じて発行される様々な証明書。

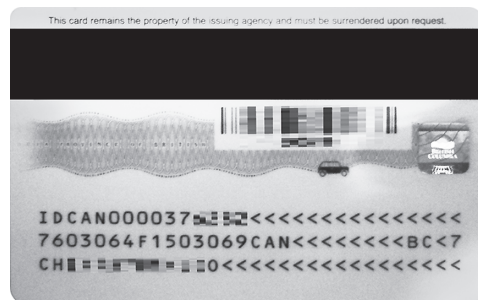
- (左) 平成12年3月以前に禁治産宣告を受けていないことなどを証明する身分証明書。戸籍制度を利用して発行されている。
(下) 平成12年4月以降成年被後見人などでないことを証明する。「登記されていないことの証明書」の認証文。



(表面)



(裏面)



カナダの運転免許証。裏面のコードが国籍情報を示す（2012年8月）。

機能も有しており、その内容を証明した戸籍証明書は、日本国籍の証明資料として利用される。戸籍制度は、婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知の創設的届出については、虚偽の届出によって戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、届出の際に身分証明書の提示を受ける方法による本人確認が義務化されている。また、出生や死亡の届出についても、虚偽診断書の提出に刑法上の罰則を設けるなど、厳格な制度を採用している。そのため、結婚や出産に際して、婚姻要件を具備していることや、親子関係をはじめとする家族関係を証明することが必要となる場合にも戸籍制度にもとづいた証明書が利用されている。

そして、日本における住所を公証することができるのは、住民に対する基礎的行政サービスを提供する基盤となる住民基本台帳である。この住民基本台帳制度も、戸籍の附票により戸籍との連携が図られていることから、戸籍制度は、日本において身分証明の基礎をなすべき制度であるといえる。そのため、信頼度の高い公的な証明書の発行手続きには、本人確認書類として戸籍証明書の提出が必要とされている。諸外国において、このような登録制度を有しているのは、従来の戸籍にかえて、家族関係登録制度を導入した韓国など一部の国・地域に限られ、ほかの国々では、出生証明書や婚姻証明書を組み合わせることによって、身分関係を証明している。

越境する人々と身分証明書

国境における出入国管理の場面で身分証明書として最も利用されているのは旅券（パスポート）であり、船舶や航空機の乗組員が所持する乗員手帳や、難民や無国籍の人々に発給される難民旅行証明書も同様の身分証明書として認められている。日本では、虚偽の申立てにより、旅券に不実の記載をしたものを罰する規定が設けられ、重要な公的証明書のひとつとされている。

アメリカやカナダでは、自動車を利用した越境が日常的に行われていることから、国籍情報を付加した運転免許証が、近隣国の国境通過時に、旅券と同様の身分証明書として渡航文書の役割も果たしている。運転免許証は、日本においても、所持している人の数が非常に多く、顔写真つきで、戸籍および住民基本台帳との連携により氏名、生年月日、住所のほか記載事項も多岐にわたり、厳格な発行手続きにより公的な機関が発行しているといった理由により、身分証明書として本人確認に広く利用されている。そのため、高齢などの理由により運転免許証を自主返納した人に対して交付されている運転経歴証明書は、運転免許証にかわる本人確認書類としての機能を確保した内容となっている。また最近では、日本をふくむ諸外国においては、ICカードが搭載された旅券などの身分証明書と、そこに格納された指紋などの生体認証により本人確認を行い、出入国管理の自動化が図られてきている。

このような機械化の一方で、国境地域に生活する人々が頻りに国境を越える場所では、個人の特定をするために身分証明書を用いる方法が常に採用されるわけではなく、面識がある個人間によって行われる本人確認、いわゆる「顔パス」が

行われることも多い。この「顔パス」による本人確認は、すべてが慣例によって実施されているものではなく、日本でも司法書士や弁護士が面識によって本人確認を行う不動産登記手続きなど、法令に規定されているものも存在する。

身分証明書をめぐる最近の動向

日本に在留している日本国籍を有しない外国人については、従来から身分証明書として機能してきた外国人登録証にかえて、新たな在留管理制度による在留カードおよび特別永住者証明書が発行されることになった。また、外国人も住民基本台帳制度の対象となったことにより、日本人と同様に、住民基本台帳カードの交付を受けられるようになる。この在留カードなどが、今後は日本における外国人の身分証明書として中心的な役割を果たすことになっていくだろう。ほかにも、住民票コードを変換した社会保障・税番号（マイナンバー）を導入する検討がされており、この制度が導入されると外国人を含む対象者全員に、本人確認を行うための顔写真つきの個人番号カードが交付されることが予定されている。このカードは、日本において、本人確認に利用可能な身分証明書としては、最も多く発行されるものとなり、幅広く利用される可能性を秘めていると考えられる。

今回の東日本大震災は、自らを証明できる身分証明書をすべて失くした人々を多く発生させることになり、被災者の身分証明のあり方にも大きな影響を与えた。津波に襲われたため、住民基本台帳システムの機能が停止している状況において、身分を証明できない住民に対し、口頭確認によって本人証明書を発行した事例があった。また、原子力災害による警戒区域に指定されているため現地確認ができないことにより、本来、住家の被災程度を証明するため建物に対して発行する罹災証明書が、被災した個人に対して発行される取扱いが行われた。こうした、災害を受けて発生した事態に対応するため実施された被災地の自治体の取り組みは、緊急時における今後の行政サービスのあり方にも示唆的である。行政の高度情報化政策が推進される現状において、本人確認の手段が、可視化された状態の物理的な証明書から、その記録媒体に依存しない情報そのものに移行していくことが予想される。今後、身分証明書の機能や法制度を再検討し、政策課題を明らかにしていくことが重要であるといえる。

おおにし ひろゆき

中京大学社会科学研究所特任研究員。元法務省大阪入国管理局入国審査官。そのほかにも、法務省の地方支分部局の法務事務官として戸籍事務、国籍事務に従事した経験を持つ。